

# 一般質問発言通告書

発言順位 // 番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

令和3年 6月 8日

三島市議会議長 川原 章寛 様

三島市議会議員 14番 野村 諒子

印

質問事項1	三島市子どもの権利条例制定への取り組みについて
具体的内容	2020年4月16日緊急事態宣言全国拡大により、学校の休校は公立・国立・私立合わせて91%に及びましたが、それ以前の3月14日から施行された改定新型インフルエンザ等対策特別措置法により、卒業式、入学式も中止せざるを得ない状況が全国でおきました。
	命を守る措置とはいえ、このような経緯の中で、突然の友達との別れの辛さや不安などの子どもたちの心をしっかり受け止める機会がどれだけあったのか、気になるところです。
	学校現場の混乱、家庭での混乱を考えると子どもたちは大人の大変さを理解し、自分の辛さは声に出さずに、耐えてきているのかもしれませんが。昨年の自殺者数が発表され、小中高校生の自殺者数が過去最高を記録したという報道がありました。このようなことから子どもの心に寄り添う努力は、いかなる状況の中でも怠ってはならないと感じます。
	平成28年6月3日に児童福祉法が改正され、公布されました。どのような状況の中でも子どもの権利を保障し、子どもたちが安心して心も体も成長させることができる環境を整えていくことが求められています。そこで、「三島市子どもの権利条例」制定の必要性を感じ、そのことへの取り組みに着手できないか、伺います。
	1. 三島市における児童虐待等の件数の推移、そのことへの対処について
	2. 三島市児童虐待防止対策行動計画策定の目的、周知、成果について
	3. 子どもの権利を守るために、子どもの声を受け止める手段は何か
	4. 子どもたちと共に考える「子どもの権利条例」の制定に向けた取り組みについて
質問事項2	自宅避難防災について
具体的内容	静岡県では地震予知がされた後の避難訓練を毎年行ってきましたが、東日本大震災等の大規模地震の教訓から、突然起きる地震への備えをする重要性に気付き、防災の必要性が見直されてきました。しかし、地域における防災訓練は、避難所に向かう訓練が今でも続いている所があり、避難所運営マニュアルに沿った訓練が中心となっている状況が続いています。
	三島市総合防災計画によりますと、避難所に避難する人は、6000人程度となっており、ほとんどの市民は自宅か、車での避難になると予想されます。
	そこで、本震後も自宅等で避難、待機する市民に対して対応する地域の組織をどうするのか、ライフラインが停止した状態での過ごし方、支援物資の支給、がれき処理等、課題が多くあり、このことに対応するための取り組みを、平時より考えて備えていくべきと思います。そこで、自宅避難の防災についての課題と取り組みについて伺います。
	1. 自主防災組織と自主防災本部との違いは何か
	2. 自主防災本部の場所と目的、主な活動は何か
	3. 自宅等への待機、避難者への支援、連絡は誰が担うのか
	4. 東日本大震災等の経験を生かした防災、避難のあり方の検討は何か
	5. 自宅避難防災組織と、避難所運営組織の違いと組織運営について伺う
	6. 地域防災訓練の内容の見直しについての検討はできないか伺う
	(自宅倒壊からの救出、怪我人救助と対応、ライフライン停止後の過ごし方、車避難場所の設定と過ごし方、災害時の大型ごみの仕分けと受け入れ場所等)